

令和３年９月９日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（資料１参照）が決定されました。

その基本的考え方では、民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、接種証明の活用が幅広く認められることを明確にするとともに、各業界においてその実情に応じたガイドラインを策定することも考えられる旨等が記載されています。

つきましては、関連する文書を含めた以下３つの資料について周知いただきますよう、御協力をお願いいたします。

【資料】

- ・（資料１）新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030909_2.pdf
- ・（資料２）ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai7/vaccine_nichijou.pdf
- ・（資料３）ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030909_1.pdf